シモン盗難見舞金制度のご案内

このたびは弊社製品をご購入頂きまして本当にありがとうございました。弊社はお客様に安心・安全な暮らしを続けて頂くために、独自の盗難見舞金制度を設けております。

製品に添付しております**「シモンユーザー登録書兼盗難見舞金保険加入申込書」**というハガキに必要事項をご記入の上、設置後 2 週間以内にご投函下さい。設置後 1 年以内に万が一盗難に遭った場合に 10 万円の見舞金が支給されます。大まかな流れは下記の通りとなっております。**制度の詳しい内容については裏面の「盗難見舞金制度規定」をご参照下さい。**これからも末永く弊社製品をご愛用下さい。よろしくお願いします。

株式会社シモン
代表取締役　　浜島豊博

製品を設置したら

「シモンユーザー登録書兼盗難見舞金制度登録書」ハガキに必要事項を記入して 2 週間以内に投函下さい

シモンユーザーとして登録されます。

万が一盗難にあったら

「盗難見舞金請求書」「現場写真」「被害届」をシモンに郵送下さい。

審査後 30 日以内に 10 万円をお支払いします。

盗難見舞金制度規定（平成19年4月1日制定）

（目的）
第１条　本規定は、（株）シモン（以下「甲」といいます。）が、対象商品を購入した顧客（以下「乙」といいます。）を対象に運営する盗難見舞金制度の取扱いについて定めるものです。

（用語の定義）
第２条　本規定において、次の各号に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従います。
(1) 対象商品
甲の販売したセキュリティシステム(製品)をいいます。
(2) 盗難
強盗、窃盗の侵入盗をいいます。(盗難未遂は含みません)
(3) 建物
対象製品を設置した建物をいいます。ただし、日本国内に所在する建物に限ります。
(4) 建物内収容動産
建物内に収容された家財または設備、装置、機械、器具、工具、什器ならびに備品をいいます。ただし、自動車、原動機付自転車、ヨット、モーターボート、ボート、ペット等は含みません。
(5) 補償対象期間
本規定の有効期間をいい、乙が対象商品を設置した日から１年間とします。
(6) 保証書
対象商品購入時に交付される保証書をいいます。

（見舞金を支払う場合）
第３条　甲は、補償対象期間中に建物内収容動産が盗難により、盗難により盗取、き損、汚損（以下「損害」といいます。）を被った場合に、乙に対して見舞金を支払います。ただし、警察に盗難届を出し、かつ届出が受理された場合に限ります。

（見舞金を支払わない場合）
第４条　前条の規定にかかわらず、甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって損害が生じた場合には、見舞金を支払いません。
(1) 乙（乙が法人である場合には、取締役、理事、その他法人の業務を執行する機関をいいます。）の故意もしくは重大な過失または法令違反
(2) 建物内収容動産が建物外にある間に生じた盗難
(3) 地震に起因する事故
(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(5) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、 爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
(6) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
(7) 第３号から第５号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
２．甲は、前項に定める場合のほか、設置日から２週間以内に「シモンユーザー登録書兼盗難見舞金制度登録書」の投函がなかった場合も見舞金を支払いません。

（見舞金の額）
第５条　甲が乙に対して支払う見舞金の額は、１建物(1事故)につき、10万円とします。
２．乙が１建物について行う見舞金の請求は補償対象期間中につき１回のみとします。

（見舞金の請求書類）
第６条　乙が見舞金の支払いを受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を甲に提出しなければなりません
(1) 所定の見舞金請求書（事故状況、盗難等、記載漏れの無いもの。）
(2) 被害箇所の写真
(3) 被害届
(4) その他甲が必要と認める書類
２．乙が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、甲は見舞金を支払いません。
３．乙以外の者からなされた見舞金請求に対しては、甲は見舞金を支払いません。
４．第３条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より６ヶ月を経過した後になされた見舞金請求に対しては、甲は見舞金を支払いません。

（規定の改廃）
第７条　甲は、乙の承諾無しに本規定を改定または廃止することができるものとします。

（個人情報の取扱いに関する説明事項）
第８条　甲は本規定に関する乙の個人情報を、本見舞金規定の履行のために必要な範囲において、本規定に関する個人情報を第三者に提供することがあります。

盗 難 見 舞 金 請 求 書

請求日	平成　　年　　月　　日

株式会社シモン　御中

1. 本書の内容が事実と相違ないことを確認した上で見舞金を請求しますので、下記口座にお振り込み下さい。なお、指定口座への振込をもって見舞金の支払いがなされたものと認めます。
2. 貴社が本見舞金請求に関する私の個人情報を、見舞金制度規定の運用のために取得・利用すること、ならびに貴社が業務上必要とする範囲内において、個人情報を下記の通り取得・利用・提供することに同意します。

   ①貴社が、盗難事故の原因、内容、損害・責任の程度の確認、盗難被害者への支払い手続きのために、盗難事故の関係（盗難事故の当事者、修理業者等）、業務委託先（保険代理店を含みます）、警察署、消防署、その他必要な関係先に対して個人情報の提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。

   ②貴社が、契約者に対して、事故状況、経過、支払い内容等の情報について提供すること。

見舞金請求情報		
	フリガナ	
	氏名又は会社名	印　法人の場合 担当者名
	フリガナ	
	住　所	
	事故発生日	平成　　年　　月　　日
	添付資料チェック欄	□ 写真　　枚　□ 被害届

保険金振込先						
	預金口座	銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協	本店 / 支店 / 支所 / 出張所	① 普通・総合 ② 当座 ③ 貯蓄	店番号	
					口座番号	
	口座名義（カタカナ）					
	住所	〒		TEL.		
				※請求者住所と同じ場合は記載不要		

お願い
1. 記入箇所、押印箇所は必ず請求者ご本人が自署、押印願います。
2. 訂正された箇所には必ず請求印を押印ください。
3. 法人名で請求されるときは、法人代表者の職印を押印ください。
4. フリガナを必ずおつけください。
5. 請求日欄には、見舞金を請求される日を必ず記入ください。

郵送先

〒104-0033　東京都中央区新川1-22-17 近藤ビル3F
株式会社シモン　ユーザーサポート係
TEL.03-3537-6615